

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定審査要領

千葉市指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定に関する要綱第3条に規定する基準は下記に掲げる事項とする。

第1条 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。

第2条 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行える、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。

第3条 病院及び診療所にあつては、自立支援医療（精神通院医療）を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む）している医師であること。
- (2) 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上であること。

また、精神科医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものとする。

ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として適当であると認められる病院及び診療所については、(1)のみを満たしていることとする。

第4条 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を配置していること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を配置していること。

第5条 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る）にあつては、療養担当規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。